

第5回支笏洞爺国立公園管理計画検討会議事概要

1. 日 時：平成 21 年 10 月 29 日（木）13:30～15:30

2. 場 所：札幌第一合同庁舎 2 階講堂

3. 出席者：別紙のとおり

4. 議事概要：

(1) 開会、挨拶

北海道地方環境事務所長

(2) 座長挨拶

北海道大学大学院 近藤哲也教授

(3) 議事

議題（1）支笏洞爺国立公園管理計画改定作業の流れについて

事務局：〔資料1〕支笏洞爺国立公園管理計画改定作業の流れについて説明。

近藤座長：ご質問・ご意見があればご発言願います。

一同：特になし

議題（2）パブリックコメントの結果と対応について

事務局：〔資料2〕パブリックコメントの結果と対応について説明。

近藤座長：〔資料2〕 P2 - 2「この計画書の計画期間を明確に示すべきである」に対して「公園事業等の取扱、…国立公園計画の見直しの機会に実施することを基本としています。」と回答されているが、結局期間を明記できるのか。

事務局：期間を明確にはできない。公園計画等の見直しは概ね5年ごとに行われ、公園計画が変更になった際に合わせて管理計画を変更する。

市岡委員：国立公園計画の見直しがいつになるかを示した方が回答になるのではないか。

事務局：国立公園計画の点検作業は、環境省の規程に則り、概ね5年ごとと決められている。しかし、関係機関との調整等十分な検討時間が必要であり、必ずしも現状は5年ごととなっておらず、管理計画書の計画期間を明確にするのは困難である。

近藤座長：このパブリックコメントの意見は、この計画書全体の変更の期間ではなく、〔資料3〕支笏洞爺国立公園管理計画書（案）P33 - 5の羊蹄山避難小屋の記述についての計画の期間を明確にすべきという意味と捉える。検討願いたい。

倶知安町：〔資料2〕 P2 - ②の意見に対する考え方の「なお再整備の主体については、今後の検討によります」という表現の意味を説明してほしい。

事務局：この記述の部分は〔資料3〕の P33 に対応している。現在当事務所も含め羊蹄山避難小屋にかかわる関係行政機関等と再整備等に当たって検討をしており、その中で再整備の主体についても検討をしていると考えており、具体的に記述できないと考えたためである。

倶知安町：再整備の主体は、検討によって変更するという意味か。現在の避難小屋は北海道が所有しており、例えばこれになんらかの手を加えるのであれば当然主体は北海道であり、平成17年の三位一体の改革により国立公園の管理は直轄とされたことから、再整備については環境省というような棲み分けになるかと思うが、そのようなことを決定したわけではないということか。

事務局：「再整備の主体についての検討」とは、避難小屋の設置管理者のみのことではな

い。避難小屋のみではなく、関係する部分での課題の解決とその方策の主体を検討していると認識している。環境省のみで対策を講じるということではなく、今後も検討の中で関係機関のご協力やご支援等をいただけるとありがたい。

北海道石狩支庁

：法令的な用法の関係での確認であるが、〔資料 2〕 P4 広告物の関係で「原則として自然材料として」と表現し、「状況等により対応が可能である」という説明がある。国定公園の管理指針等を作った経緯の中で、法令用語集の解説では「原則として」という意味は、「絶対に」となり、それ以外の場合はただし書きが必要になる。例えば〔資料 3〕 P 37 宿舎の②屋根の色彩では、法令的に見ると絶対に自然材料でないといけないという解釈になり、環境省の意図にそぐわなくなるという懸念がある。今一度確認いただいた方がよい。

事務局：この管理計画書で許認可等の運用していく中で、原則として、に対し、全てただし書きを記載することは考えていない。ご意見を踏まえ検討する。

近藤座長：原則として、と記載があるが、実際は例外もありうるということか。

事務局：この管理計画書では、必ずしも法令上の扱いを鑑みているわけではない。「原則として」というのは個々の状況に応じて扱うことが可能であるという考え方である。

近藤座長：これは法律文書ではなく管理計画であるから、原則として、という意味は例外も認めると理解することでよいか。

事務局：この広告物の記述をしている部分は、許可、届出等の取扱方針であり、公共的な広告物を設置したい者が、自然公園法上申請が必要な場合にその申請を審査し、許可するか否かの基準となるもの。

北海道石狩支庁

：管理計画は、行政手続法に基づく許可基準になる。「原則として…ただし…」は法令文書事例集等にも明文化されている。パブリックコメントの意見に対し、回答の内容は、ずれが出ると考えた。

近藤座長：（事務局に対して）検討いただきたい。

事務局：法令的な扱いについて、こちらでも確認をとる。その上で記述に問題がなければ、表現はこのままとし、修正が必要となれば修正を考えたい。

近藤座長：適切に修正をお願いします。〔資料 2〕 P3 の考え方で「周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物…国内に自生する植物」と少しずつ基準が緩くなっているが、順位付けを変えてはどうか。具体的には「周辺の状況に応じて植物の自然侵入を促す植生工」を一番初めにし、次に「対象地域周辺に自生する植物を利用する」という内容に修正されてはどうか。一番理想的であるのは植生基盤のみ作り自然に植物が侵入すること。状況によってうまくいかない場合には、周辺の植物の種子や苗を入れる。周辺の状況によって許されなければ道内から調達するというような、順位付けの方が適切だと思うが、そのような修正はどうか。

事務局：次の議題になるが、近藤座長や関係各位の意見が同様であれば、必要な部分を修正したい。

近藤座長：次の議題での質疑応答で意見をお願いします。

P4 - 5 の意見は今後新築等する際に低層宿泊施設にしなくてはならない、という要望だと思うが、回答の主旨が分かりにくい。

事務局：この該当箇所は管理計画書（案）の P37 洞爺湖集団施設地区宿舎事業にかかる取扱方針の部分である。その 10 行目に「建築物の高さは、最高 36m 以下、本屋の高さ（最上階の屋根の高さ）30m 以下とする。ただし、既存の建築物でこの高

さを超えているものについては…」と記載している。これは国立公園事業として宿舎の新築や改築等行う場合には最高では 36m 以下、本屋では 30m 以下にしてください、という上限基準を定めているもの。回答の意味は、ご意見に対してこれは上限を定めているものであることを伝えたもの。

しかしながら、集団施設地区において高層建物が林立することは地域の雰囲気や景観上のこともあるため、それらに配慮した整備がなされるよう指導をしていく。既存の高層建物がある中で、今後は低層建物しか認めないとするのは現実的に困難である。

近藤座長：パブリックコメントの意見に対する回答としては実質的には無理であり、36m 以下、30m 以下なら認めていくことでよいか。

事務局：そういうことになる。

議題（3）支笏洞爺国立公園管理計画の（案）について

事務局：〔資料3〕支笏洞爺国立公園管理計画書（案）のうち、1. 支笏洞爺国立公園及び各管理計画区の概況と2. 管理の基本方針を説明。

近藤座長：ご質問・ご意見があればご発言願います。

一同：特になし

事務局：〔資料3〕支笏洞爺国立公園管理計画書（案）のうち、3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項と4. 適正な公園利用の推進に関する事項を説明。

近藤座長：P15 - 3行目で「外来生物」を「外来種」に修正されたことについて、「国内移入種」の方が分かりやすい。「外来種」というと外国産というイメージがある。

事務局：これまでは「外来生物」という言葉を使っていたが、外来生物法に基づく外来生物のみではなく、ここに本来存在しないものという趣旨で「外来種」に修正した。国内移入種も含むが、移入種となると逆に国内のみというイメージがある。

近藤座長：国内外移入種、適切な言葉が思い浮かばないが、一般の方が外来種という言葉から地域外からの持込というものをイメージできるか疑問に思う。ただし書きか括弧書きで説明があった方がよい。

事務局：もう一度整理をしたい。考え方としては外来生物のみではなく国内移入種も含むという意味で使っている。

赤坂委員：P14の②エゾシカ対策の2段落目3行目に「ハイヌガヤ、ハンゴンソウなどの不嗜好植物」という記述があるが、ハイヌガヤは確か20年程前は不嗜好植物であったが、その後かなり食べている。最近の不嗜好植物としては、ハンゴンソウやフッキソウといった例示がよい。

高山植物の盗掘、盗採について、例えばP12（ア）樽前山2段落目2行目には「盗採」とあるが、P17 9行目には「盗掘」とあるため、どちらかに統一するのがよい。

事務局：不嗜好植物については修正したい。盗採と盗掘についても、事務局で検討し修正したい。

壮瞥町：世界ジオパークの記述について、P5 - 8行目に「当該洞爺湖…期待されている。」とあるが、今年8月に認定されたので、「当該洞爺湖、有珠山地域は、平成21年8月に世界ジオパークに認定され、今後の地域振興が期待されている。」というような内容に修正いただければありがたい。また、P17 <洞爺湖管理計画区>公園

事業施設の 3 行目に「特に各地区を…標識類の整備」とあるが、エコミュージアム構想の発展したものが今回の世界ジオパークというところに至っているので、「特に…フットパスルートや洞爺湖有珠山ジオパークにかかる施設等の統一的な標識類の整備」という形でご検討いただければありがたい。今回の有珠山ジオパークの認定にあたっては関係機関の皆様のご支援をいただいたおかげと考えている。

事務局：ご意見のとおり修正したい。

事務局：〔資料 3〕支笏洞爺国立公園管理計画書（案）のうち、5. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項と 6. その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項を説明。

ニセコ町：P33 羊蹄山避難小屋について、「再整備等の検討を図っていく」とやや冗長な表現になっている。「再整備を図っていく」という表現にならないか。

事務局：「再整備等」の「等」で念頭においたのは、〔資料 2〕P2 ③の意見で「応急措置を施し、…建替えを行う」とあることから、再整備は検討しているが、応急措置についても含むという意味でこのような記述にした。

ニセコ町：応急処置を含むという意味であれば結構である。

近藤座長：P53「自然公園における法面緑化指針（案）」に、移入種、国外移入種、国内移入種という言葉がある。管理計画書本文で「外来種」ではなく、「移入種」という言葉を使い、言葉の定義は P53 を参照とするのがよいかと考える。検討を要する。

石狩森林管理署：

P53「自然公園における法面緑化指針（案）」は、平成 20 年 3 月段階での案ということだが、改訂された管理計画が公表される際は、このままなのか、案のとれたものとなるのか。

この内容について、対象地域を色分けし、対象地域から外れれば保全水準を保つことができない、このような指導はできないという意味になるのか。国有林野内において、様々な地域を緑化する際の指導との兼ね合い等が分からないので教えていただきたい。

コマクサはどのように持ち込まれているのか。我々は実際の現地や登山道等で一般の登山客に指導しているため、どのように指導していくべきか知るため。

近藤座長：質問は 3 点。P53 の法面緑化指針について、いつ正案となるのか、その内容については自然公園をいくつかのゾーンに分けて緑化指針を示しているが、現場の林業との兼ね合いはどうなるのか。最後は、コマクサはどのように持ち込まれたのか。

事務局：P53 の緑化指針（案）については具体的にどうなるか聞いていない。今のところは案として環境省本省から示されており、P53 の上 2 行に書いてあるように、本指針（案）は、行政指導の指針として位置づけ、本指針（案）に基づく緑化を実施していくこととする位置付けである。

今回の管理公園との関係は、P51（3）その他公園管理において留意すべき事項の（ウ）修景緑化計画に書いてあるとおり、行為に伴って生じた裸地等については法面緑化指針（案）を踏まえて修景緑化を行うよう行為者を指導する、基準ではなく行政指導の指針という位置付けをしている。

P55 の概要としては、保全水準は数字で 1 ～ 4 とあり、対象となる地域の自然環境の現況のランク分けになる。表の欄の上から 4 つめ「使用植物材料」について、保全水準 1 では地域外からの持ち込みは一切不可という指針を示している。また、一番下の欄は災害時の特例であり、災害復旧を急がなければいけない場合には災害の拡大防止を優先する。様々な周辺の自然状況、緑化を図る緊急性や重要度が異なるため、指針（案）ではこのような考え方で整理されている。

支笏洞爺国立公園での基本的な考え方はこの緑化指針（案）を念頭においているが、緑化についての取扱方針の記述は「周辺の植生状況に応じて」と書き始めており、困難な場合も当然起こり得るため、現実的な対応も踏まえた取扱方針としている。

近藤座長：質問の答えになっているか。もう一度 2 点目の質問を。

石狩森林管理署：

国有林野内で皆伐など色々な事業を行う際に、この指針というものを設計等の中でどの程度反映させるべきなのか。また、対象地域の色分けは済んでいるのか。

近藤座長：これは行政指導の指針とあるが拘束力は強いものなのかと、対象地域の線引きはできているのかということ。

事務局：1 点目の行政指導の指針としての強さについて、これは（案）であるということが 1 点。もう一つは P21 からの公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項が通常の許認可等の申請における取扱方針になるが、緑化に関しては「周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物…国内に自生する植物等による緑化を行う」と記載をしている。これは緑化する際に検討していただきたい順番を示しており、「これが困難という場合には」という言葉にあるように、緑化の扱いを大きく変更するものではない。従来可能な範囲でその地域に自生する植物の使用をすることを口頭等でお話し調整しているところである。

法面緑化指針（案）の対象地域の色分けは具体的にはなされていない。

近藤座長：行政指導の指針と言ってもものすごく厳しいものではなく、色分けはされていないということである。3 点目のコマクサについても説明されたい。

事務局：コマクサについて樽前山を例に話をすると、1980 年代後半に存在が確認された。侵入の経緯は、非意図的なものではなく、意図的なものであった。株を植えているところや種子を蒔いている様子が見撃された。現在 3000 株程確認されており、生育場所はガレ場のような所で、このような所に花があれば綺麗であるという善意によるものと推定される。しかし、この場所には本来自生している蘚苔類・地衣類が生育しており持ち込みは問題となるため、掲示等普及啓発を行っていききたい。

近藤座長：そのような持ち込みの行為が見撃されたのは何年か。

事務局：自生が確認されたのが 1980 年代後半であり、80 年代に行われたと思われる。

近藤座長：30 年程経つということか。植物の放出を規制するよう自然公園法も改正されるようであり、これからは指導もできるであろう。

事務局：先ほどパブリックコメントの質疑の際、緑化に関する修文意見は、後ほど管理計画書のところで確認するということがあったので確認願いたい。

近藤座長：では再度確認する。P21 ③を例に「法面の緑化については、…国内に自生する植物」とあるが、1 番目に「植物の自然侵入を促す植生工」とし、2 番目に「対象地域周辺に自生する植物を使用」という順位に変えてはどうかと申した。文言については事務局で整えてもらうが、このような順番の変更に修正させていただく。

本日の意見内容を再度事務局で整理してもらおう事になるが、非常に大きな内容の変更というのはなく、ほぼ修正可能な内容であった。事務局が修正した記述内容を座長の私が確認し了解するという座長一任というかたちでよろしいか。

一同 : 異議なし

近藤座長 : それでは支笏洞爺国立公園の管理計画書の改訂については本日をもって成案とする。

議題（４）その他について

事務局 : この検討会は公開である。意見があれば北海道地方環境事務所のEメールまで。

（４）挨拶、閉会

統括自然保護企画官

出席者

(検討員)

北海道大学大学院 教授 近藤 哲也
酪農学園大学 教授 赤坂 猛
札幌国際大学 教授 市岡 浩子

(関係行政機関)

北海道森林管理局
北海道森林管理局石狩森林管理署
北海道森林管理局胆振東部森林管理署
北海道森林管理局後志森林管理署
北海道開発局札幌開発建設部
北海道開発局石狩川開発建設部
北海道開発局室蘭開発建設部
北海道開発局小樽開発建設部
北海道
北海道石狩支庁
北海道後志支庁
北海道後志森づくりセンター
北海道胆振支庁
北海道胆振森づくりセンター
北海道札幌土木現業所
北海道室蘭土木現業所
札幌市
千歳市
苫小牧市
登別市
伊達市
ニセコ町
真狩村
京極町
倶知安町
壮瞥町

(事務局)

北海道地方環境事務所
(国立公園・保全整備課、支笏湖自然保護官事務所、洞爺湖自然保護官事務所)